

Weekly Report

第321号
平成27年7月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

台風などで損害を受けた場合のQ & A

◆会社の資産が損害を受けた場合

Q. 商品や店舗などが被災した場合は？

A. 棚卸資産や固定資産等が災害により滅失・損壊した場合は、その損失額が損金になります。また、損壊した資産の取壊しや、土砂などを除去するための費用も損金になります。

Q. 被災した固定資産を補修した場合は？

A. 原状回復のための費用は、修繕費として損金になります。また、被災前の状態を維持するための補強工事や、排水または土砂崩れの防止などのために支出した費用も修繕費として認められます。

ただし、被災資産の復旧に代えて資産を取得したり、貯水池などの特別な施設の設置は、新たな資産の取得となるため、修繕費にはなりません。

◆個人の資産が損害を受けた場合

Q. 住宅や家財が被災した場合は？

A. 「雑損控除」または「災害減免法」により所得税を軽減できます（有利な方を選択適用）。なお適用するには確定申告を行う必要があります。

Q. 雑損控除とは？

A. 災害や盗難、横領により、生活に通常必要な

資産（住宅、家具、衣類など）が損害を受けた場合に、【損害金額－所得金額の10%】と【損害金額のうち災害関連支出の金額－5万円】のいずれが多い方を所得金額から控除できる制度です。

Q. 災害減免法とは？

A. 所得金額が1千万円以下の方で、災害により住宅や家財が自家の1/2以上の損害を受けた場合に、所得金に応じて税額が減免される制度です（500万円以下：全額減免、～750万円以下：1/2軽減、～1千万円以下：1/4軽減）。

税務関係書類に係るスキャナ保存の要件緩和

舗損が必要な国税関係書類のうち、決算関係書類や記載金額3万円以上の契約書・領収書等を除く書類は、一定要件の下、スキャナによる電子保存が認められています（適用する3か月前に税務署へ申請書を提出し、承認を受けることが必要）。

利用が低調なことから、27年度税制改正により要件が緩和され、28年1月から*契約書・領収書等の金額基準が撤廃され、全ての契約書・領収書等がスキャナ対象になる、*スキャナで読み取る際の電子署名が不要になる、*見積書や注文書等の一般所書類は、白黒での保存が可能になる、などの見直しが行われます。

熱中症になった場合の応急処置は

熱中症は、めまいや筋肉痛、大量の発汗、さらに頭痛や吐き気、意識障害などの症状が現れます。

ご自身の体調の変化に気をつけるとともに、周囲に熱中症が疑われる方がいた場合は、*すぐに涼しい場所へ避難させる、*衣服を緩め、*水を掛けるなど体を冷やす、*冷たい水やスポーツドリンクなどで水分を補給する、などの応急処置が必要となります。自力で水分を摂取できない様子や意識障害などが見られる場合は、すぐに病院へ搬送しましょう。